

特殊詐欺被害防止に向けた

ATMご利用限度額引き下げのお知らせ

令和8年1月26日
島根県農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、組合員・利用者の皆さまが安心してJA銀行をご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、特殊詐欺犯罪の全国的な増加や警察庁からの要請を受け、令和8年4月1日(水)より、1日あたりのキャッシュカードによるATMご利用限度額を以下のとおり変更させていただきます。

大変ご不便をお掛けしますが、組合員・利用者の皆さまの大切な貯金を守るための対策となりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 対象のお客様

JAしまねのキャッシュカードをお持ちの組合員・ご利用者さま。
(※)個人・法人の組合員・利用者さまともに対象となります。

2. 変更内容

令和8年4月1日(水)より、キャッシュカードによる1日あたりのATM取引ご利用限度額を50万円とさせていただきます。

媒体種別	対象取引	変更前	変更後
ICキャッシュカード	IC取引	100万円	50万円
磁気ストライプキャッシュカード、通帳	磁気取引	50万円	50万円

※1) 県内外JAならびに提携金融機関、コンビニATMでのお引き出し額、お振込額とデビットカードご利用額を合算した1日あたりの利用限度額が50万円となります。

※2) あらかじめご自身でご利用限度額を設定されている場合は、引き続き、現在のご利用限度額でご利用いただけます。

※3) ご利用限度額を超えるお引出し、お振込は支店窓口にお越しください。

※4) ご利用限度額の変更をご希望される場合は、お取引のある支店窓口までお問い合わせください。

※5) 70歳以上かつ過去1年間のATM取引(お引出し、お振込)1回あたりのご利用額が30万円以下の方は、引き続き、ご利用限度額を30万円とさせていただきます。

お問い合わせは、お取引のある支店窓口までご連絡ください。